平成２４年（フ）第９３号
福島県伊達市保原町字実町23番地３
破産者　間　　淳一
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第９８号
福島市南沢又字上河原27番地　市住２―45
破産者　阿辺　京子（旧姓高木）
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２２９号
横浜市港北区新吉田東３丁目43番15号　石井荘102
破産者　狩野　則雄
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６１号
神奈川県藤沢市遠藤3658番地の９Ｄ
破産者　神田橋吉伸
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６７号
神奈川県大和市深見2260番地２　ウイング中丸Ｄ201
破産者　谷澤かおり
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１７８号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目96番地36
破産者　中村　　進
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９７号
神奈川県海老名市今里３丁目11番６号
破産者　中山　竹男
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０２号
神奈川県大和市福田６丁目９番地26　トップ桜ケ丘第２―313号
破産者　佐藤　義明
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２７号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目23番４号　プログレスⅡ201
破産者　荒牧　政士
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０５号
千葉県佐倉市中志津３丁目22番11号、前住所神奈川県厚木市上荻野6279番地３　コーポ市川203
破産者　小林　　剛
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０４号
新潟県長岡市高畑町209番地５
破産者　杵渕　昌之
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
新潟県小千谷市平成２丁目５番５号　丸山治郎方
破産者　相田　謙吉
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
新潟県長岡市金房２丁目７番19号コーポうがわ５号室、破産手続開始決定時の住所新潟県長岡市中島３丁目10番30号
破産者　近藤　　弘
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
愛知県岡崎市日名南町12番地１　ビューラーみつわ302、前住所愛知県岡崎市東大友町字松花50番地１　第３大友ハイツ102
破産者　曽根いづみ（旧姓松井）
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦5096番地31　マンション安土15号室、前住所滋賀県近江八幡市十王町71―１パティオ21　Ⅱ番館102号
破産者　岩崎工業こと　岩崎　義次
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５５号
和歌山県田辺市向山313番地の１
破産者　寺前　益夫
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５８号
和歌山県田辺市下屋敷町25番地
破産者　宮崎　拓士
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５９号
和歌山県田辺市下屋敷町25番地
破産者　宮﨑あや子
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第６３号
和歌山県田辺市目良45番15号
破産者　松阪　悦男
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部